

現地就農体験等支援事業補助金交付要領

制定 令和6年5月22日

第1 趣旨

この要領は、現地就農体験等支援事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に定めるもののほか、補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語

この要領で使用する用語は、特に定めのない限り、要綱において使用する用語の例による。

第3 交付の対象

要綱第3条第2項に係る別表第2における市長が別に定める要件については、下表のとおりとする。

対象となる就農活動の内容	要件
1 就農に関するツアー、産地見学会、就農ガイダンス、その他のイベント等	下記、(1)及び(2)に該当するもの (1) 県、市、関係団体等が実施若しくは後援するもの。 (2) 萩市内で開催されるもの。
2 農業体験、短期研修、就農希望地の下見等	下記、(1)～(5)の全てに該当するもの (1) 市、県、農業関係団体等で就農相談の上、それらの案内・指導・助言等の下で実施されるもの。 (2) 就農活動に直接関係する行程が全行程の過半を占めるもの。 (3) 体験先、研修先が親族・姻族（3親等以内）でないこと。 (4) 農業体験、短期研修、就農希望地の下見等について、体験先、研修先、下見先等の証明を得ることができるもの。 (5) 萩市内で実施する農業体験、短期研修、就農希望地の下見等であること。
3 就農相談、就農・就業面接等	下記、(1)～(3)の全てに該当するもの。 なお、実家等への滞在が伴うものの場合、滞在期間は就農相談等の前後1週間以内とする。 (1) 市、県、農業関係団体等を通じて行うもの。 (2) 就農相談、就農・就業面接の実施につい

	て、相談先又は面接先の証明を得ることができるもの。 (3) 萩市内で実施する就農相談、就農・就業面接であり、かつ、相談・面接先は、市内に住所を有する農業法人、農業関係団体等であること。
--	---

第4 補助金の交付

補助金の交付を受けることができる回数は、1人あたり、1年度につき3回とする。

第5 交付申請書の提出期日

要綱第4条第1項に基づく補助金の交付申請書の提出期日については、補助対象事業の完了から30日を経過した日又は、補助対象事業が完了した日の属する年度の末日のいずれか早い期日とする。

第6 交付申請書には、次に掲げる書類を添付する。なお、特に指定のない場合は、原本に代えて、写しを添付することができる。

- (1) 申請者及び補助対象者全員の居住地を証するもの（免許証、住民票等）
- (2) 実施報告書（別紙1）※原本
- (3) 補助対象経費計算表（別紙2）
- (4) 補助の対象となる経費の支出を証するもの（利用日、往復の発着地が記載された交通費の領収書、宿泊費の領収書等）
- (5) イベント等の主催者、内容がわかるもの（パンフレット等）
※第3条 交付の対象が「1 就農に関するツアー、産地見学会、就農ガイダンス、その他のイベント等」の場合
- (6) その他市長が必要と認める書類

第7 書類の提出方法

書類の提出は、萩市農林水産部農政課に提出するものとする。

第8 個人情報の利用

市長は、市の事業の実施に必要な範囲内において、補助金の交付に関して取得した補助事業者に係る情報を利用することができる。

第9 その他

要綱及びこの要領に定めるもののもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年5月22日から施行する。